

令和元年8月1日

まちづくり委員会資料

陳情第4号

用水路の歩道化に関する陳情

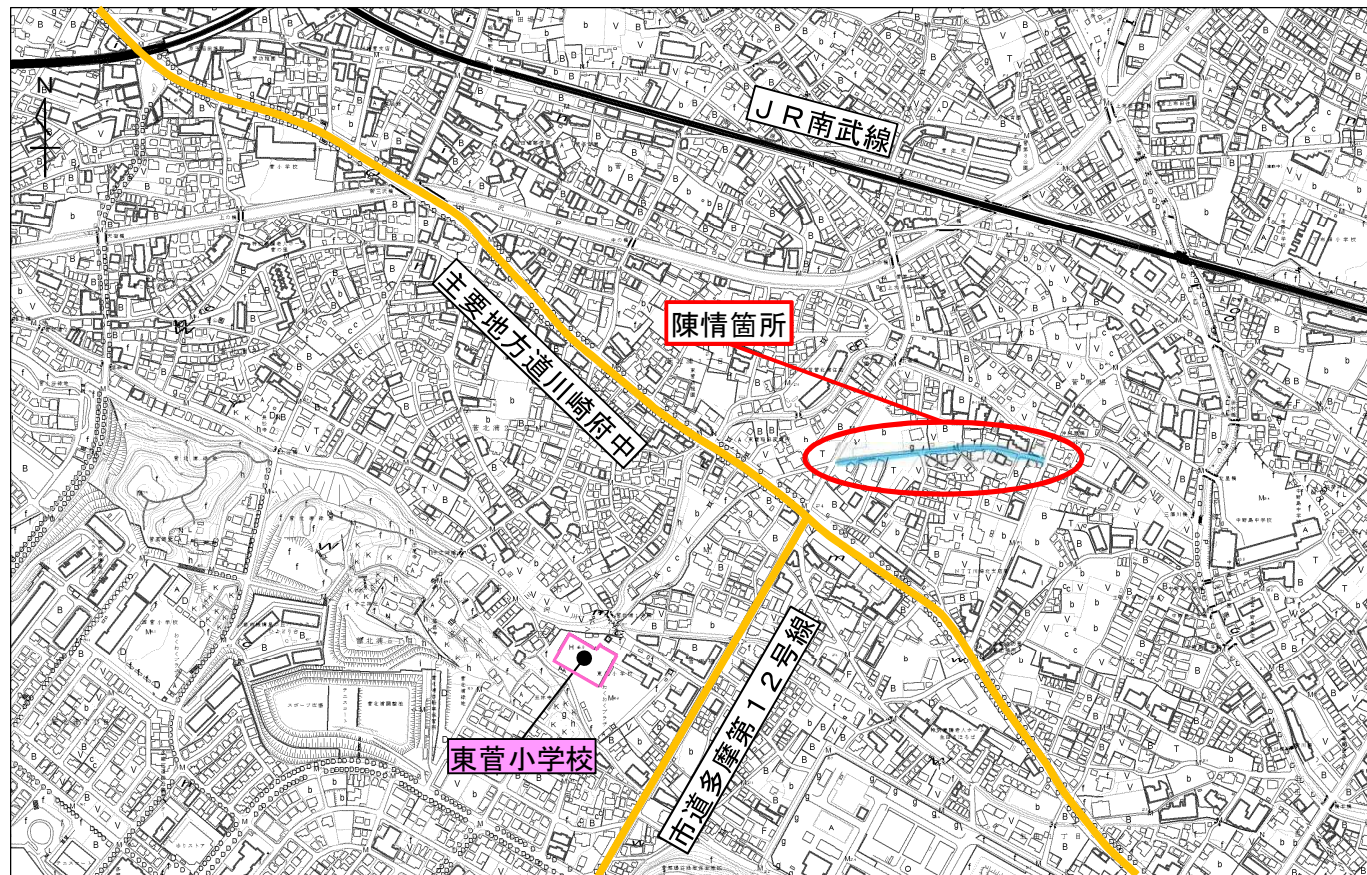
建設緑政局

陳情第4号 用水路の歩道化に関する陳情

1 陳情の要旨

菅馬場1丁目8番から6番の道路が狭く最近では自動車の通行が多くなり、歩行者の通行が出来ない状態になっている。この道路は、通学路にもなっていて非常に危険な状態のため、水路上部に蓋をして歩行者専用の通路にする様にしてほしい。

2 位置図

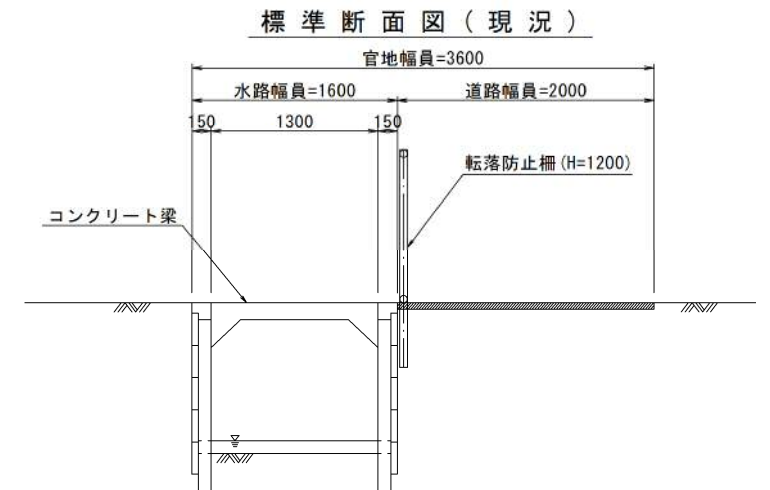
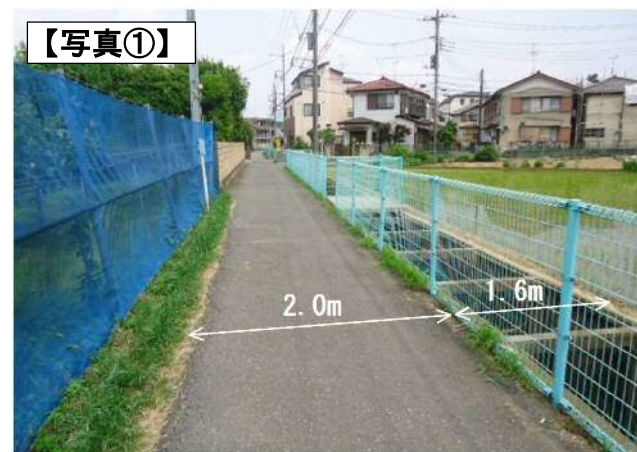


3 経緯

- 平成24年10月、平成27年3月
市民から水路蓋掛けの要望を受ける
(平成27年度に水路上に退避所を2箇所設置)
- 平成30年 9月
地元町内会からの要望書を受理
(水路に蓋をして歩道を設置してほしい)
- 平成31年 2月
要望に関して地元町内会へ回答
(今後歩道の設置に向けて検討していく)

4 現地の状況

- 車道幅員2.0m、水路幅1.6m、既設水路は開渠構造 【写真①】
- 現況交通量の状況 (自動車・バイク: 10台未満/h、通学生徒: 40人程度)
- 車両が通行した際、退避所以外での歩行者、自転車のすれ違いが困難
- 水路上に歩行者等の退避所2箇所設置 【写真②】
- 水路から水田へ取水している箇所あり (堰板構造) 【写真③】
- 東側には家屋への出入りなどのための占用橋が存在 【写真④】



陳情第4号 用水路の歩道化に関する陳情

5 今後の取組

(1) 整備方針

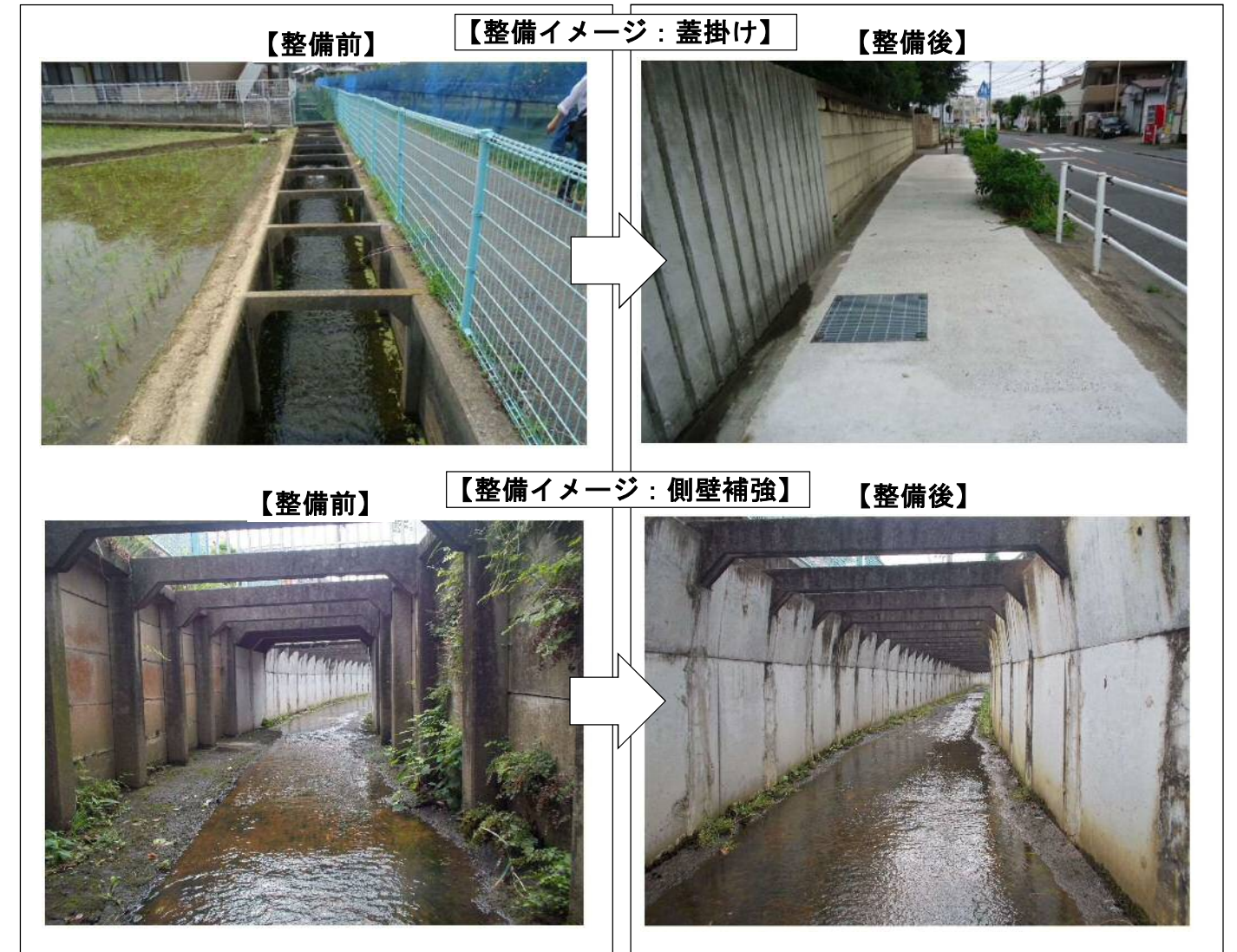
本道路の交通の安全性向上を目的とし、地域住民や交通管理者との協議・調整を踏まえたうえで、既設の水路スペースを活用した歩道整備の検討を実施する。

(2) 整備手法

- 既設水路の構造を踏まえ、側壁補強、コンクリート蓋掛けなど、水路の構造を検討する。
- 歩車道境界にラバーポールを設置するなどの安全対策を検討する。

(3) 整備にあたっての課題と対応

- 既設占用橋との段差擦り付けなど、歩道の連続性に配慮した整備が必要となるため、関係する地権者等と調整を行う。
- 水田への取水について、蓋掛け後も機能を維持する必要があるため、取水機能を踏まえた水路の構造詳細を検討する。



整備イメージ (断面図)

